

公立大学法人奈良県立医科大学職の設置に関する規程

(趣旨)

第1条 公立大学法人奈良県立医科大学教職員の職の設置については、特別の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(教職員の職の設置)

第2条 公立大学法人奈良県立医科大学組織に関する規程（以下「法人組織規程」という。）に定める組織に、それぞれ別表1から別表3の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 別表2に掲げる教授に事故があるとき、又は教授が欠けたときは、その職務は副学長が行うものとし、別表5のとおり担当する。但し、特に定めのある場合はこの限りでない。

第3条 前条に定めるもののほか、教職員の職として別表4の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(その他の職の設置)

第4条 第2条及び前条に規定するもののほか、理事長が特に命ずる業務その他の特命事項等に係る業務を処理させるため、職を置くことができる。

2 前項の職に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月2日）

この規程は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年9月3日）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月6日）

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年9月7日）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表 1

組織		職	職務
法人		理事長	法人を代表し、その業務を総理する。
		副理事長	法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
		理事	理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
		監事	法人の業務を監査する。
		法人特命企画官	理事長の方針に基づき、理事長からの特命による職務をつかさどる。
	寄附講座 共同研究講座 地域医療学講座 医師・患者関係学講座	教授（講座名）	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事すると共に、所属の運営を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		准教授（講座名）	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事すると共に、上司を補佐し、所属職員を指揮監督する。
		講師（講座名）	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
		助教（講座名）	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
	事務局	事務局長	法人に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	法人企画部 病院経営部 危機管理室 情報推進室	部長	上司の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		次長	上司の命を受け、部長を補佐し、特命事項を掌理する。
		課長	上司の命を受け、課の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		室長	上司の命を受け、室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		主幹	上司の命を受け、担当業務を掌理する。
		課長補佐	課長を補佐し、課の業務を整理する。
		室長補佐	室長を補佐し、室の業務を整理する。
		副主幹	上司の命を受け、担当業務を整理する。
		係長	上司の命を受け、係の業務を処理する。
		監査室	室長
	室長補佐		室長を補佐し、室の業務を整理する。
	係長		上司の命を受け、係の業務を処理する。
	法人組織規程第6条第1項に規定するセンター等	センター長	上司の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		室長	上司の命を受け、室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		副センター長	センター長を補佐し、センターの業務を掌理する。
		室長補佐	室長を補佐し、室の業務を整理する。
		次長	センター長を補佐し、センターの業務を掌理する。
		係長	上司の命を受け、係の業務を処理する。

別表2

組織		職	職務
大学		学長	校務をつかさどり、所属職員を統督する。
		副学長	学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
		医学部長	学長の命を受けて、担当業務を掌理する。
		附属病院長	学長の命を受けて、担当業務を掌理する。
		研究部長	上司の命を受けて、担当業務を掌理する。
		医学科長	上司の命を受けて、担当業務を掌理する。
		看護学科長	上司の命を受けて、担当業務を掌理する。
		医学研究科長	上司の命を受けて、担当業務を掌理する。
		看護学研究科長	上司の命を受けて、担当業務を掌理する。
		教養教育部長	上司の指示に従い、必要な業務を行う。
		基礎教育部長	上司の指示に従い、必要な業務を行う。
		臨床教育部長	上司の指示に従い、必要な業務を行う。
		看護教育部長	上司の指示に従い、必要な業務を行う。
		学長補佐	学長の方針に基づき、担当業務をつかさどる。
	法人組織規程第13条に規定する 学科目及び講座並びに理事長が教 員を配置する所属	教授	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事すると共に、 所属の運営を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		准教授	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事すると共に、 上司を補佐し、所属職員を指揮監督する。
		講師	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
		助教	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
	附属図書館	附属図書館長	副学長の命を受けて、担当業務を掌理する。
		附属図書館次長	館長を補佐し、図書館の事務を掌理する。
	先端医学研究支援機構	機構長	上司の命を受け、機構の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		次長	上司の命を受け、機構長を補佐し、特命事項を掌理する。
	法人組織規程第16条第1項に規 定するセンター等	センター長	センター運営を統括する。
		副センター長	センター長を補佐する。
		研究所長	研究所の運営を統括する。

別表 3

組織	職	職務
附属病院	附属病院長	病院全般の管理運営を総括する。
	副院長	附属病院長を補佐する。
	事務長	附属病院長の下、病院事務を統括する。
診療科	部長	科の運営及び診療業務を掌理する。
	副部長	部長を補佐する。
	医局長	上司の命を受け、科の運営に関する業務を処理する。
中央診療施設	部長	施設の運営及び所掌事務を掌理する。
	センター長	施設の運営及び所掌事務を掌理する。
	室長	施設の運営及び所掌事務を掌理する。
	副部長	部長を補佐する。
	副センター長	センター長を補佐する。
	副室長	室長を補佐する。
	室長補佐	室長を補佐する。
	技師長	上司の命を受け、部の技師業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副技師長	技師長を補佐し、部の業務を掌理する。
	係長	上司の命を受け、係の業務を処理する。
	薬剤部 栄養管理部	部長
副部長		部長を補佐し、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長		部長を補佐し、部の業務を掌理する。
係長		上司の命を受け、係の業務を処理する。
看護部	部長	上司の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	看護副部長	部長を補佐し、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	看護師長	上司の命を受け、担当の看護業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	看護主任	上司の命を受け、担当の看護業務を処理する。
臨床研修センター	センター長	上司の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副センター長	センター長を補佐し、センターの業務を掌理する。
	係長	上司の命を受け、係の業務を処理する。
医療技術センター	センター長	上司の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	技師長	上司の命を受け、センターの技師業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副技師長	技師長を補佐し、センターの技師業務を掌理する。
	係長	上司の命を受け、係の業務を処理する。
臨床研究センター	センター長	上司の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副センター長	センター長を補佐し、センターの業務を掌理する。
生命倫理監理室	室長	上司の命を受け、室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副室長	室長を補佐し、室の業務を掌理する。
医療安全推進室	室長	上司の命を受け、室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	室長補佐	室長を補佐し、室の業務を整理する。
	副室長	室長を補佐し、室の業務を掌理する。
感染管理室	室長	上司の命を受け、室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副室長	室長を補佐し、室の業務を掌理する。

別表 4

職	職務
主任主査	上司の命を受け、担当事務又は担当技術を処理する。
看護指導主査	上司の命を受け、担当看護の業務又は担当技術を処理する。
副主任主査	上司の命を受け、担当事務又は担当技術を処理する。
主査	上司の命を受け、担当事務又は担当技術を処理する。
看護主査	上司の命を受け、担当看護の業務又は担当技術を処理する。
主任主事	上司の命を受け、担当事務を処理する。
主任技師	上司の命を受け、担当技術を処理する。
主事	上司の命を受け、担当事務を処理する。
技師	上司の命を受け、担当看護又は担当技術を処理する。
教務職員	上司の命を受け、教務事務を処理する。

別表5

教授の所属	担当する副学長
奈良県立医科大学学科目及び講座に関する規程第1条第1号、第2号(1)から(15)、及び第3号に規定する学科目及び講座	副学長である医学部長
奈良県立医科大学学科目及び講座に関する規程第1条第2号(16)から(43)に規定する講座及び他の所属	副学長である附属病院長